

児童福祉法新旧対照表（子ども・子育て支援法の施行の日施行）

（下線部分は，改正部分）

改正後	改正前
<p>第 2 4 条 市町村は、<u>この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保護者の労働又は疾病その他の事由により，その監護すべき乳児，幼児その他の児童について保育を必要とする場合において，次項に定めるところによるほか，当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 9 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</u></p> <p>2～7 （省略）</p>	<p>第 2 4 条 市町村は、<u>保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により，その監護すべき乳児，幼児又は第 3 9 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において，保護者から申込みがあつたときは，それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし，保育に対する需要の増大，児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは，家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。</u></p> <p>2～5 （省略）</p>

子ども・子育て支援法施行規則及び芦屋市保育の実施に関する条例比較表

子ども・子育て支援法施行規則	芦屋市保育の実施に関する条例
<p>(法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p>	<p>(保育の実施基準)</p> <p>第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行なうものとする。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p>

子ども・子育て支援法施行規則	芦屋市保育の実施に関する条例
<p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校，同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(8) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力によ</p>	

子ども・子育て支援法施行規則	芦屋市保育の実施に関する条例
<p>り小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）</p> <p>(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</p> <p>附 則</p> <p>（就労時間に係る要件に関する特例）</p> <p>第2条 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第1条第1号の規定の適用については、同号中「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。</p>	<p>(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。</p>

※ 子ども・子育て支援法抜粋

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する

特定教育・保育，第28条第1項第2号に規定する特別利用保育，同項第3号に規定する特別利用教育，第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
 - (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって，保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
 - (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって，前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (第2項省略)

芦屋市子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の市が定める時間を定める規則（未定稿）

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号の市が定める時間は、64時間とする。

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法施行規則の施行の日から施行する。